サービスステーションくるみ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 NE ユナイテッドが開設するサービスステーションくるみ (以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業 (以下「事業」という。)の厳正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者 (以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護 (以下「サービス」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境 等に応じてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、 排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 サービスステーションくるみ
- 二 所在地 秋田県秋田市土崎港南3丁目 10-19 アーバンハイツ港南E105

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (サービス提供責任者と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

二 サービス提供責任者 1 名以上 (管理者兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員 5名以上(管理者・サービス提供責任者兼務を含む) 訪問介護員は、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間 8:30~17:30 ただしサービス提供に関しては24時間対応とする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受理サービスであるときは、その1割の額とする。一定額以上の所得がある方は2割負担又は3割負担とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、更衣介助、体位交換、通院介助、洗面・口腔介助、身体整容、移乗移動介助、起床就寝介助、服薬介助、その他二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他
- 2次条の通常の事業の実施区域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実額を 徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施区域を越えた地点から片道 1キロメートル当たり10円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書の署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、「秋田市」「にかほ市」とする。

(苦情処理)

第8条 事業所は利用者からの相談又は苦情などに迅速かつ適切に対応するため常設の窓口、担当者を設置するものとする.

(事故発生時の対応)

- 第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速 やかに介護支援専門員、市町村、利用者の家族などに連絡を行うと共に、必要な措置 を講じることとする.
 - 2. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする.

(緊急時の対応)

第 10 条 現にサービスの提供を行っているときに容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じる。

(記録の整備と保存)

第 11 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完 結の日から 5 年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の 設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等 高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合 は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わな い。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6ケ月以内
- 二 継続研修 月1回
- 2 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 4 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 7 事業者は、利用者の個人情報を用いる時は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる時は当該家族の同意を、あらかじめ得るものとする
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。 令和 6年 4月 1日から改定・施行する。

別紙

【指定訪問介護サービス料金表】

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の通りとなります。介護保険利用料金の1割が利用者の負担額となります。一定額以上の所得がある方は2割負担又は3割負担となります。

<介護福祉士、1,2級ヘルパー利用の場合>

身体介護型	20 分以上 30 分未満	30分以上1時間未満	1 時間以上	
	1割負担			
	268 円	426 円	624 円	
	2割負担			
	536 円	852 円	1,248 円	

生活援助型	20 分以上 45 分未満	45 分以上	
	1割負担		
	197 円	242 円	
	2割負担		
	494 円	484 円	

- ※上記金額は、特定事業所加算Ⅱとして、10%の加算が含まれております。
- ※ 身体介護型の訪問介護を行った後に引き続き30分以上の生活援助中心の 訪問介護を行ったときは、生活援助中心の訪問介護の所要時間が30分を増す ごとに71円加算します。

夜間(午後6時から午後10時)・早朝	上記の額に1回につき25%加算します。	
(午前6時から午前8時)の加算		
深夜(午後10時から午前6時)の加算	上記の額に1回につき50%加算します。	
特別地域訪問介護加算	上記の額に1回につき15%加算します。	

- ※上記金額に、介護職員処遇改善加算 I として、13.7%加算します。
- ※上記金額に、介護職員等特定処遇改善加算 I として、6.3%加算します。
- ※上記金額に、介護職員等ベースアップ等支援加算として、2.4%加算します。
- ※上記金額に、口腔連携強化加算として、一月当たり50円加算します。